

発議案第 5 号

北上市議会基本条例の一部を改正する条例について

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものとする。

令和 6 年12月13日提出

提出者 北上市議会議員 三 宅 靖

賛成者 北上市議会議員 原 利 光

同 藤 原 常 雄

同 阿 部 眞希男

同 安 徳 壽美子

同 星 敦 子

提案理由

議員の政治倫理について定めるため、改正をしようとするものである。

北上市議会基本条例の一部を改正する条例

北上市議会基本条例（平成23年北上市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
前文	前文
第 1 章～第 7 章　〔略〕	第 1 章～第 7 章　〔略〕
<u>第 8 章</u> 議会及び議会事務局の体制整備（ <u>第15条—第22条</u> ）	<u>第 8 章</u> 政治倫理（ <u>第15条</u> ）
附則	附則
（議員の定数及び報酬）	（議員の定数及び報酬）
第14条　〔略〕	第14条　〔略〕
	<u>第 8 章　政治倫理</u>
	（政治倫理）
	<u>第15条　議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が</u>
	<u>課せられていることを自覚し、市民の代表として良識と責任</u>
	<u>感をもって、議員及び議会の品位を保持しなければならない</u>
	。
	<u>2　議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。</u>
<u>第 8 章</u> 〔略〕	<u>第 9 章</u> 〔略〕
（議員研修）	（議員研修）
<u>第15条</u> 〔略〕	<u>第16条</u> 〔略〕
（政務活動費）	（政務活動費）

<u>第16条</u> [略] (広聴広報活動)	<u>第17条</u> [略] (広聴広報活動)
<u>第17条</u> [略] (議会事務局)	<u>第18条</u> [略] (議会事務局)
<u>第18条</u> [略] (議会図書室)	<u>第19条</u> [略] (議会図書室)
<u>第19条</u> [略] (調査機関)	<u>第20条</u> [略] (調査機関)
<u>第20条</u> [略] (災害時の対応)	<u>第21条</u> [略] (災害時の対応)
<u>第21条</u> [略] (検証及び見直し)	<u>第22条</u> [略] (検証及び見直し)
<u>第22条</u> [略]	<u>第23条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年12月20日提出